

## 西東京市におけるいじめ・児童虐待に関する取組について

### 1 いじめに関する取組

#### (1) 弁護士によるいじめ防止についての出前授業

全中学校の第1学年の生徒を対象に、生徒がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚するために、弁護士を講師として招聘し、実際の事例を基に、いじめが重大な人権侵害であることについての授業を行い、各学校におけるいじめの未然防止等の取組の充実を図る。

#### (2) スクールアドバイザーによる相談体制の充実

学校がいじめを把握した際は、速やかにスクールアドバイザーが現状を把握するとともに、いじめ問題への相談・対応から解決まで、継続的にいじめの状況を確認していく。なお、重篤な事案に関しては、指導主事が学校を訪問し、学校と連携した対応を行う。

#### (3) いじめ問題に係る学習用デジタルコンテンツの活用

小・中学校におけるいじめに関する授業で活用できる情報モラル教材に係るデジタルコンテンツの中で、学校が指定した学年において、いじめ問題に係るコンテンツを1つ以上取り上げ実施する。

#### (4) いじめ問題対策委員会

| 実施日  | 参加者                      | 内容                                      |
|--|--------------------------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回<br/>令和元年5月24日</li> <li>第2回<br/>令和2年1月30日</li> </ul> | 大学教授、弁護士、臨床心理士、社会福祉士、教育部 | いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、本市の施策について協議等を行う。 |

#### (5) いじめ問題連絡協議会

| 実施日  | 参加者   | 内容  |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回<br/>令和元年5月20日</li> <li>第2回<br/>令和2年2月14日</li> </ul> | 学校、保護者、教育部、健康福祉部、子育て支援部、田無警察署、小平児童相談所、多摩小平保健所、民生・児童委員 | 学校と関係機関との連携の在り方について事例を基に協議を行うとともに、参加者のそれぞれの立場から情報交換を行い、いじめ防止に対する連携を深める。 |

#### (6) 教育委員会主催の研修等

|                  | 実施日       | 対象     | 講師   |
|------------------|-----------|--------|------|
| 情報モラル教材活用研修      | 令和元年6月27日 | 生活指導主任 | 指導主事 |
| いじめ問題スペシャリスト養成研修 | 令和元年8月27日 | 副校長    | 未定   |

## (7) 組織的な対応

いじめを認知した際、学校は直ちに「学校いじめ対策委員会」を開催するとともに、「いじめ対応 西東京の約束」(①「いじめられている子供」を全教職員で守る。②15日以内の解決を目指した対応を行う。③「いじている子供」に謝罪させる。④「いじめられている子供」「いじている子供」双方の保護者に連絡する)に沿った組織的な対応を行う。

## 2 児童虐待に関する取組

### (1) 児童虐待防止外部委員会等の充実

全校で開催する。関係機関や地域社会と連携した対策や取組を検討する際に、学校が準備した資料を基にして詳細に虐待の状況等を把握し、児童虐待に係る対応の充実を図る。

### (2) 学校生活台帳の改善

児童・生徒の変化を早期に気付くために、全教職員が児童・生徒の気になる点を記載していく「学校生活台帳」を全校で引き続き活用する。

### (3) 西東京ルールの徹底

連続して欠席している児童・生徒に係る対応の方法について定めた「西東京ルール」について、校長会議、生活指導主任会等で繰り返し周知を行い、スクールアドバイザーと子ども家庭支援センターとの情報共有などから、児童虐待の早期発見に努める。

#### [西東京ルール(連続して欠席している児童・生徒に係る対応の方法)]

| 欠席日数 | 学級担任等の対応   | 管理職の対応  | 教育委員会の対応   |
|------|--|---|--|
| 3日連続 | 管理職に報告を行う。   | ※緊急性があると判断した場合…統括指導主事及び子ども家庭支援センター「のどか」に報告する。 | 学校からの報告に基づき、必要な指導・助言を行う。   |
| 5日連続 | 家庭訪問を行い、児童・生徒に直接会うことで、欠席の状況を確認する。                              |   |  |
| 7日連続 | 家庭訪問を行ったが、本人と直接会うことが出来なかった場合や児童・生徒の状況に緊急性を感じた場合は、その旨を管理職に報告する。 | 左記について、学級担任等から報告を受けた場合は、スクールアドバイザーに報告する。      | 学校から詳細を聞き取り、必要と判断した事案については、教育委員会内に統括指導主事を中心とした対応チームを設置する。本チームは、情報収集及び対応策についての協議を行うとともに、欠席日数が、10日連続になる日を目途に、警察等に報告する。 |

※ 病気や怪我等、正当な理由による欠席を除く。ただし、保護者等からの欠席連絡の内容に不自然さを感じるものは対象とする。

※ 特に危険が切迫している可能性が高い事案を把握した際には、本ルールに拘ることなく、警察や子ども家庭支援センター「のどか」等に直ちに報告し、協働して対応を図る。

### (4) 教育委員会主催の研修会等

|          | 実施日       | 対象             | 講師                               |
|----------|-----------|----------------|----------------------------------|
| 児童虐待防止研修 | 令和元年5月10日 | 新規採用・転入教員      | 統括指導主事<br>教育支援課長<br>子ども家庭支援センター長 |
|          | 令和元年6月20日 | 生活指導主任<br>養護教諭 | スクールソーシャルワーカー                    |